

していけいかくそうだんしえん していしょう じそうだんしえん じゅうようじこうせつめいしょ
指定計画相談支援・指定障がい児相談支援 重要事項説明書

しゃかいふくしほうじん つばきふくしかい
社会福祉法人 椿福祉会

とうじぎょうしょ おおさかし してい う
当事業所は大阪市の指定を受けています

していけいかくそうだんしえん していばんごう だい ごう
指定計画相談支援指定番号 第2739200067号

しょう じそうだんしえん じぎょうしょばんごう だい ごう
障がい児相談支援事業所番号 第2779200043号

じゅうようじこうせつめいしょ しゃかいふくしほうだい じゅうおよ だい じゅう きてい しょうがいしゃ にちじゅう
この重要事項説明書は、社会福祉法第76条及び第77条の規定、「障害者の日常

せいかつおよ しゃかいせいかつ そうごうてき しえん ほうりつ もと していけいかくそうだんしえん じぎょう じんいん
生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員

およ うんえい かん きじゆん だい じゅう きていなら じどうふくしほう もと していしょう じそうだんしえん
及び運営に関する基準」第5条の規定並びに「児童福祉法に基づく指定障がい児相談支援

じぎょう じんいんおよ うんえい かん きじゆん だい じゅう きてい もと ほんじぎょうしょ がいよう ていきょう
の事業の人員及び運営に関する基準」第5条の規定に基づき、本事業所の概要や提供す

るサービスの内容その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項をサービス

りようきぼうしゃ たい せつめい
利用希望者に対して説明するものです。

じぎょうしゃ がいよう
1. 事業者の概要

ほうじん めいしょう 法人の名称	しゃかいふくしほうじん つばきふくしかい 社会福祉法人 椿福祉会
ほうじん しょざいち 法人の所在地	おおさかしつるみくまったおおみや 大阪市鶴見区茨田大宮2-2-25
ほうじん でんわばんごう 法人の電話番号	06-6911-1002
ほうじん ばんごう 法人のFAX番号	06-6911-1006
ほうじん だいひょうしゃ 法人の代表者	りじちよう たかべ まさみ 理事長 高部 真実
ほうじん せつりつねんがっぴ 法人の設立年月日	ねん がつ にち 1993年3月31日

2. 事業所の概要

<p>じぎょうしょ めいしょう 事業所の名称</p>	<p>しょう じしゃせいかつしえん 障がい児者生活支援センターひまわり していけいかくそうだんしえん していしょう じそうだんしえん (指定計画相談支援・指定障がい児相談支援)</p>
<p>じぎょうしょ しょざいち 事業所の所在地</p>	<p>おおさか かつるみ くまっただおみや 大阪市鶴見区茨田大宮2-2-25</p>
<p>じぎょうしょ でんわばんごう 事業所の電話番号</p>	<p>06-6913-3377</p>
<p>じぎょうしょ ばんごう 事業所のFAX番号</p>	<p>06-6913-0471</p>
<p>かんりしゃ 管理者</p>	<p>おおいし まりこ 大石 真理子</p>
<p>じぎょうしょ かいせつねんがっぴ 事業所の開設年月日</p>	<p>ねん がつ にち 2013年4月1日</p>
<p>じぎょう もくてき うんえいほうしん 事業の目的・運営方針</p>	<p>じぎょうしょ りようしゃとう じりつ にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ いとな 1. 事業所は、利用者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものとする。</p> <p>くほけんふくし しょうがいふくし じぎょうしゃとう れんけい 2. 区保健福祉センター、障害福祉サービス事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善開発に努めるものとする。</p> <p>しょう ふくし じぎょうしゃとう れんけい はか ちいき 3. 障がい福祉サービス事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善開発に努めるものとする。</p> <p>りようしゃとう いしおよ じんかく そんちよう つね りようしゃとう たちば た 4. 利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、計画作成対象障がい者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障がい福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。</p> <p>かんけいほうれいとう じゆんしゆ 5. 関係法令等を遵守します。</p>

3. 事業所の職員体制 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています

職 種	人数	勤務形態	資 格
管理者	ひとり 1人	常勤・兼務	介護支援専門員、介護福祉士
相談支援専門員	2人	常勤・兼務 (1人) 非常勤・兼務 (1人)	介護福祉士 (2人)

4. 職員の職務内容

職 種	職務内容
管理者	<p>従業者の管理、指定計画相談支援及び指定障がい児相談支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。また、従業者に関係法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。</p>
相談支援専門員	<p>【基本相談支援】障がい者等からの相談に応じ、情報の提供等を行い、障がい福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。</p> <p>【サービス等利用計画・障がい児支援利用計画の作成】障がい福祉サービス等の支給決定等の申請に係るサービス等利用計画又は障がい児支援利用計画の原案を作成します。また、支給決定等が行われた後に、関係者との連絡調整を行い、サービス等利用計画又は障がい児支援利用計画の作成を行います。</p> <p>【モニタリング】 受給者証に記載されているモニタリング期間ごとに、利用者の自宅を訪問し、利用者及びその家族等と面接をおこないます。あわせて、利用している障害福祉サービス事業者等へサービスの提供状況の確認をおこない、利用者が継続して障がい福祉サービス等を適切に利用することができるよう、サービス等利用計画又は障がい児支援利用計画が適切であるかどうかにつき、見直しを行います。また、見直しの結果に基づき、サービス等利用計画又は障がい児支援利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整又は新たな支給決定等に係る申請の勧奨を行います。</p>

5. 事業所の営業日及び営業時間

えいぎょうび 営業日	げつようび きんようび 月曜日～金曜日までとなります。ただし、国民の祝日、8/12～8/16、 12/29～1/3は除く
えいぎょうじかん 営業時間	ごぜん じ ふん ごご じ 午前10時00分～午後6時までとなります
サービス提供 じかん 時間	ごぜん じ ごご 午前10時～午後5時30分までとなります

6. 通常の事業の実施地域

おおさかしつるみく 大阪市鶴見区

7. 主たる対象者

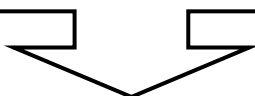
<ul style="list-style-type: none"> ・ 知的障がい者（18歳未満の者を除く） ・ 精神障がい者（18歳未満の者を除く） ・ 身体障がい者（18歳未満の者を除く） ・ 障がい児（身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童、精神に障がいのある児童） ・ 難病対象者

8. 指定計画相談支援及び指定障がい児相談支援の提供方法及び内容

(1) サービス等利用計画・障がい児支援利用計画を作成します。

【計画作成までの流れ】

利用者の日常生活全般を支援する観点から、利用者又は障がい児の保護者によるサービスの選択に資するよう、地域における指定障がい福祉サービス事業者、指定障がい児通所支援事業者、指定一般相談支援事業者に加え、地域住民による自発的な活動によるサービス等も含めて、そのサービスの内容、利用料等の情報を適正に提供します。



利用者及びその家族に面接して、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を確認し、利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行います。

把握した課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合について検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類等を記載したサービス等利用計画又は障がい児支援利用計画の原案を作成し、利用者又は障がい児の保護者に交付します。

支給決定等が行われた後に、支給決定等の内容を踏まえて変更を行ったサービス等利用計画又は障がい児支援利用計画の原案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催し、計画の原案の内容を説明するとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めます。

担当者から専門的な見地からの意見を求めたサービス等利用計画又は障害児支援利用計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者又は障害児の保護者の同意を得た上で、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画を完成し、利用者及び障害児の保護者並びに福祉サービス等の担当者に交付します。

(2) サービス等利用計画・障がい児支援利用計画のモニタリングを実施します。

<p>けいかく じっしじょうきょう 計画の実施状況 はあくおよ けいかく の把握及び計画の へんこうなど 変更等</p>	<p>りようしゃおよ かぞく ふくし とう じぎょうしゃ れんらく けいぞくてき 利用者及びその家族、福祉サービス等の事業者との連絡を継続的 におこな さくせい とおりようけいかくまた しょう じしえんりよう に行い、作成したサービス等利用計画又は障がい児支援利用 けいかく じっしじょうきょう はあく ひつよう おう けいかく へんこう かんけいしゃ 計画の実施状況を把握し、必要に応じて計画の変更、関係者との ちようせい おこな あら しきゅうけつていとう ひつよう みと 調整を行います。また、新たな支給決定等が必要であると認めら ばあい りようしゃまた しょう じ ほごしゃ たい しきゅうけつていとう れる場合には、利用者又は障がい児の保護者に対し、支給決定等に かか しんせい かんしょう おこな 係る申請の勧奨を行います。</p>
<p>にゅうしょせつとう 入所施設等への しょうかいまた ちいきせいかつ 紹介又は地域生活 いこう かか への移行に係る じょうほうていきょう 情報提供</p>	<p>りようしゃ きょたく にちじょうせいかつ いとな こんなん 利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となった ばあいまた りようしゃ していしやう しゃしえんしせつ していしやう じにゅうしょせつ 場合又は利用者が指定障がい者支援施設、指定障がい児入所施設 も せいしんかびやういん にゅうしょまた にゅういん きぼう ばあい にゅうしょ 若しくは精神科病院への入所又は入院を希望する場合は、入所 しせつとう しょうかい おこな にゅうしょせつとう たいしょまた たいいん 施設等への紹介を行います。また、入所施設等から退所又は退院 しようとする利用者又はその家族から依頼があった場合には、居宅 りようしゃまた かぞく いらい ばあい きょたく における生活へ円滑に移行できるよう援助します。</p>

9. サービス利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う相談支援専門員

サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。

(2) 相談支援専門員の交替

① 事業者からの相談支援専門員の交替

事業者の都合により、相談支援専門員を交替することがあります。相談支援

専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じな

いよう十分に配慮するものとします。

② ご契約者からの交替の申し出

選任された相談支援専門員の交替を希望する場合には、当該相談支援専門員が

業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事

業者に対して相談支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご

契約者からの特定の相談支援専門員の指名はできません。

(3) 受給者証の確認

住所及び利用者負担額、支給量、障がいの程度による区分など受給者証の記載

内容の変更があった場合はできるだけ速やかに当事業所相談支援専門員にお知らせ

ください。また、当事業所相談支援専門員より「受給者証」の確認をさせていただ

く場合には、ご掲示くださいますようお願いいたします。

10. 利用料金

<p>相談支援利用料</p>	<p>厚生労働大臣が定める基準額を支給決定市町村から介護給付費額を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。なお、代理受領した利用料の額については、ご契約者に通知します。</p> <table border="0"> <tr> <td>サービス利用支援</td> <td>16,023円/月</td> </tr> <tr> <td>継続サービス利用支援</td> <td>13,272円/月</td> </tr> <tr> <td>利用者負担上限額管理加算</td> <td>1,644円/月</td> </tr> </table>	サービス利用支援	16,023円/月	継続サービス利用支援	13,272円/月	利用者負担上限額管理加算	1,644円/月
サービス利用支援	16,023円/月						
継続サービス利用支援	13,272円/月						
利用者負担上限額管理加算	1,644円/月						
<p>交通費等</p>	<p>通常の事業の実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを希望される場合は、サービスの提供に際し要した交通費や郵送費等の実費をいただきます。</p>						

11. 利用料金の支払方法

交通費等の支払いは、その都度お支払い下さい。

12. 利用者の記録や情報の管理、開示について

(1) 本事業所では、指定計画相談支援及び指定障がい児相談支援の提供に関する記録

を整備し、サービス提供日から5年間保存するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。複写物を交付するにあたっては実費徴収いたします。

(2) ご契約者が他の指定計画相談支援及び指定障がい児相談支援の利用を希望する

場合、その他ご契約者からの申出があった場合には、直近のサービス等利用計画又は障がい児支援利用計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

(3) 事業者、相談支援専門員または従業員は、指定相談支援を提供するうえで

知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。(守秘義務)

(4) 指定相談支援を提供するうえで知り得た事項をサービス担当者会議等に

使用する場合、あらかじめご契約者又は、その家族に使用する旨の同意を、文書により頂きます。(使用同意)

13. 緊急時対応について

(1) 指定計画相談支援または指定障がい児相談支援の提供中に、利用者または障がい

児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡

を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者または障がい児の保護者が予

め指定する連絡先にも連絡します。

(2) 上記以外の緊急時において、利用者または障がい児に病状の急変が生じた

場合その他必要な場合に、利用者または障がい児の状態に応じて必要な対応を行

います。

14. 損害賠償について

利用者または障がい児に対する指定計画相談支援または指定障がい児相談支援の提供により、事故が発生した場合は、利用者等の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者または障がい児に対する指定計画相談支援または指定障がい児相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、法律上の損害賠償を行います。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、利用者等に故意又は過失が認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

15. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の支給決定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ① 支給決定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ② ご契約者が障がい福祉施設に入所した場合
- ③ 3ヶ月の入院期間を超えた場合

④ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

⑤ 当事業所が指定計画相談支援、指定障がい児相談支援の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい）

⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

⑧ ご契約者が死亡した場合

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

① 事業者が作成したサービス利用計画に同意できない場合

② 事業者もしくは相談支援専門員が正当な理由なく本契約に定める指定相談支援を実施しない場合

③ 事業者もしくは相談支援専門員が守秘義務に違反した場合

④ 事業者もしくは相談支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

16. 苦情を受け付けるための窓口

【本事業所の苦情窓口】

苦情受付窓口	相談支援専門員 田上 恵美子
苦情解決担当者	管理者 大石 真理子
受付日	月曜日～金曜日までとなります。ただし、国民の祝日、8/12～8/16、12/29～1/3は除く。
受付時間	午前10時～午後4時までとなります。
電話番号	06-6913-3377
FAX番号	06-6913-0471

【第三者委員】

氏名	桑名 一夫
電話番号	06-6913-3053
住所	大阪市鶴見区茨田大宮3-3-5-107

ほんじぎょうしょ かいけつ くじょう ぎやくたいとう そうだん ぎょうせいき かんまた おおさかふしやかいふくしきょう
 本事業所では解決できない苦情や虐待等の相談は、行政機関又は大阪府社会福祉協

ぎかい せっち うんえいてきせいはいいんかい もう た
 議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

おおさかしつるみくほけんふくし 保健福祉センター 保健福祉課障害者支援担当 大阪市鶴見区保健福祉センター 保健福祉課障害者支援担当	
しよざいち 所在地	おおさかしつるみくよこづつみ 大阪市鶴見区横堤5-4-19
うけつけび じかん 受付日・時間	げつようび きんようび ごぜん じ ごご じ 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時まで
でんわばんごう 電話番号	06-6915-9857
ふあつくすばんごう FAX番号	06-6913-6237
おおさかふしやかいふくしきょうぎかい 運営適正化委員会 大阪府社会福祉協議会 運営適正化委員会	
しよざいち 所在地	おおさかしちゆうおうくたにまち 大阪府社会福祉会館2階 大阪市中央区谷町7-4-15 大阪府社会福祉会館2階
うけつけび じかん 受付日・時間	げつようび きんようび ごぜん じ ごご じ 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時まで
でんわばんごう 電話番号	06-6191-3130
ふあつくすばんごう FAX番号	06-6191-5660

くじょうかいけつ たいせいおよ てじゆん 【苦情解決の体制及び手順】

くじょうまた そうだん ばあい りようしゃ じょうきょう しょうさい はあく ひつよう おう
 苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じて

ほうもん じっし じょうきょう き と じじょう かくにん おこな りようしゃ たちば こうりよ じじつ
 訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実

かんけい とくてい しんちょう おこな そうだんたんとうしゃ はあく じょうきょう かんりしゃ けんどう
 関係の特定を慎重に行います。相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を

おこな とうめんおよ こんご たいおう けつてい たいおうないよう もと ひつよう おう かんけいしゃ れんらく
 行い、当面及び今後の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡

ちょうせい おこな りようしゃ たいおうほうほう ふく けつかほうこく おこな
 調整を行うとともに、利用者へは対応方法を含めた結果報告を行います。

ぎやくたい ぼうし そち 17. 虐待の防止のための措置

ぎやくたいぼうしうけつけまどぐち 虐待防止受付窓口	そうだんし えんせんもんいん たのうえ えみ こ 相談支援専門員 田上 恵美子
ぎやくたいぼうしせきにしんしゃ 虐待防止責任者	かんりしゃ おおいし まり こ 管理者 大石 真理子
うけつけび 受付日	げつようび きんようび 月曜日～金曜日までとなります。ただし、国民の祝日、8/12～8/16、

	12/29～1/3は ^{のぞ} 除く。
うけつけじかん 受付時間	ごぜん ^じ 午前10時～午後4時 ^じ までとなります。
でんわばんごう 電話番号	06-6913-3377
ふあつくすばんごう FAX番号	06-6913-0471

ほんじぎょうしょ^{りようしゃ} 本事業所では、利用者に対する^{たい}虐待を^{ぎやくたい}早期に^{そうき}発見して^{はっけん}迅速かつ^{じんそく}適切な^{できせつ}対応を^{たいおう}図るため、^{はか}

つぎ^{そち} 次の措置を^{こう}講じています。

(1) ^{ぎやくたい}虐待の^{ぼうし}防止に関する^{かん}責任者の^{せきにんしゃ}選定^{せんてい}

(2) ^{ぎやくたい}虐待を受けたと思われる^う障^{おも}がい者を^{しょう}発見した場合は、^{がい}市町村に^{はっけん}通報^{ばあい}します^{しちょうそん} ^{つうほう}

(3) ^{せいねんこうけんせいど}成年後見制度の^{りようしえん}利用支援

(4) ^{くじょうかいけつたいせい}苦情解決体制の^{せいび}整備

(5) ^{しよくいん}職員に対する^{たい}虐待の^{ぎやくたい}防止を^{ぼうし}啓発・普及^{けいはつ}するための^{ふきゆう}研修^{けんしゆう}を実施し、^{じっし}研修^{けんしゆう}を通じて^{つう}職員^{しよくいん}

^{じんけんいしき}の人権意識の^{こうじょう}向上や^{ちしきぎじゆつ}知識技術の^{こうじょう}向上^{つと}に努めます

(6) ^{しよくいん}職員が^{りようしゃとう}利用者等の^{けんりりようご}権利擁護^{とく}に取り組める^{かんきょう}環境^{せいび}の整備^{つと}に努めます。

18. サービス提供開始予定日

ねん がつ 日にち
年 月 日

ねん がつ 日にち
年 月 日

していけいかくそうだんしえんまた していしょう じそうだんしえん ていきょう 提供にあたり、りようしゃ たい けいやくしょおよ
指定計画相談支援又は指定障がい児相談支援の提供に、利用者に対して契約書及

ほんしょめん もと じゅうよう じこう せつめい おこな
び本書面に基づいて、重要な事項の説明を行いました。

じぎょうしょ
事業所

(所在地)

おおさかふおおさかしつる みくまったおおみや
大阪府大阪市鶴見区茨田大宮2-2-25

(名称)

しゃかいふくしほうじんつばきふくしかい しょう じしやせいかつしえん
社会福祉法人 椿福祉会 障がい児者生活支援センターひまわり

(代表者)

かんりしゃ
管理者

おおいし まりこ いん
大石 真理子 印

(説明者職名)

そうだんしえんせんもんいん
相談支援専門員

いん
印

わたし ほんしょめん もと じぎょうしゃ じゅうようじこう せつめい う していけいかくそうだんしえんまた
私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定計画相談支援又は

していしょう じそうだんしえん
指定障がい児相談支援の説明を受けました。

りようしゃ
利用者

(住所)

(氏名)

いん
印

だいひつしゃ
代筆者

(住所)

(氏名)

いん
印

ぞくがら
(続柄)

だいにんにん
代理人

(住所)

(氏名)

いん
印

ぞくがら
(続柄)